

修繕仕様書

この仕様書は、市川市（以下「発注者」という。）が発注する下記の修繕に関して、受注者が当該修繕を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件名 春木川仮設第6ポンプ施設ポンプ交換修繕
- 2 修繕目的 春木川仮設第6ポンプ施設のポンプについて、耐用年数の超過による能力の低下に加え、運転時に不具合が確認されたため、ポンプ本体及び逆止弁を含む配管類、水位計、制御盤内のリレーの交換を行うもの。
- 3 修繕場所 市川市曾谷7丁目30番地先 春木川仮設第6ポンプ施設
- 4 修繕期間 令和8年7月1日 ～ 令和9年1月29日
- 5 修繕時間 午前9時00分～午後4時30分まで
- 6 修繕内容 既設ポンプを撤去し、新規ポンプを設置する。
新設ポンプは以下に挙げる能力以上のものを選定すること。
 - ・ 汚水ポンプ：1台
 - 【仕様】
 - 管 径：Φ300
 - 揚水量：7.8 m³ / min
 - 揚 程：5.6m
 - 出 力：15kW
 - ・ 逆止弁（300A）：1個
 - ・ 水配管用亜鉛めっき鋼管（SGP-W）（300A）：1式
 - ・ 水位計（フロートスイッチ）（ケーブル長：13m）：2個
 - ・ リレー：2個
- 7 提出書類
 - ・ 着手届
 - ・ 業務責任者通知書
 - ・ 施工計画書
 - ・ 出荷証明書または納品書
 - ・ 作業報告書および作業写真（作業前・作業中・作業後）
 - ・ 交換品の取扱説明書一式
 - ・ 完了届

8 その他

- (1) 発注者は、受注者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受注者に求めることができる。
- (2) 受注者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに発注者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (3) 受注者は、この業務の履行に当たり、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、発注者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (4) 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受注者がその都度協議の上、決定するものとする。

案内図

春木川仮設第6ポンプ施設(住居表示;市川市曾谷7丁目30番地先)



